

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の届出があったため、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定により公告し、縦覧に供します。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定により、この公告の日から4か月以内に、市に意見書を提出することができます。

2024年（令和6年）10月4日

福山市長 枝 広 直 幹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ハローズ手城店

所在地 福山市手城町三丁目671番1ほか

2 変更しようとする事項

(1)大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1, 142㎡

(変更後) 1, 699㎡

(2)大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 既存店舗東側 74台

(変更後) 既存店舗東側 81台

既存店舗南側 20台 計101台

届出台数69台

※駐車場整備台数101台の内69台を来客用の届出駐車台数とする

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 既存店舗南西側 10台

既存店舗南側 10台 計20台

(変更後) 既存店舗南側 25台

既存店舗南西側 10台 計35台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 既存店舗東側 24㎡

既存店舗南東側 24㎡ 計48㎡

(変更後) 既存店舗北西側 22㎡

既存店舗南東側 24㎡ 計46㎡

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 既存店舗東側	6.1 m ³	
既存店舗東側	10.8 m ³	計16.9 m ³
(変更後) 既存店舗北西側	2.4 m ³	
既存店舗北西側	6.0 m ³	
既存店舗北西側	5.7 m ³	計14.1 m ³

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 既存店舗東側	午前0時00分から午後12時00分まで (24時間)
(変更後) 既存店舗東側	午前0時00分から午後12時00分まで (24時間)
既存店舗南側	午前0時00分から午後12時00分まで (24時間)

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 2箇所
出入口 No.1 駐車場南西側
出入口 No.2 駐車場東側
(変更後) 3箇所
出入口 No.1 東側駐車場の南西側
出入口 No.2 東側駐車場の東側
出入口 No.3 南側駐車場の西側

3 変更する日

2025年(令和7年)4月1日

4 上記2の変更に係るもの以外の事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者		住所
名称	代表者(法人の場合)	
株式会社ハローズ	代表取締役 佐藤 利行	福山市南蔵王町六丁目26番7号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻: 午前0時00分 閉店時刻: 午後12時00分 (24時間)

- (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 No.1 (北西側): 午前6時00分から午後10時00分まで
荷さばき施設 No.2 (南東側): 午後10時00分から午前9時00分まで

5 届出年月日

2024年(令和6年)9月26日

6 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

福山市経済環境局経済部産業振興課及び福山市総務局総務部情報管理課（市政情報室）

(2) 縦覧期間

2024年（令和6年）10月4日から2025年（令和7年）2月4日まで

7 意見書の提出

(1) 提出期限

2025年（令和7年）2月4日

(2) 提出先

福山市経済環境局経済部産業振興課